

都市計画道路 3・5・701 中学校線道路改良工事請負契約 の締結につき議決を求めることについて

都市計画道路 3・5・701 中学校線道路改良工事請負契約を次のとおり締結するにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び東近江市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年東近江市条例第 65 号）第 2 条の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 1 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

- 1 契約の目的 3・5・701 中学校線道路改良工事
- 2 契約金額 450,780,000 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 40,980,000 円）
- 3 契約の相手方 滋賀県彦根市野口町 283-1
株式会社橋本建設
代表取締役 橋本 健一

提案理由

都市計画道路 3・5・701 中学校線道路改良工事請負契約の締結について、市議会の議決を得たく、本議案を提出するものである。